

文化審議会第 18 期文化政策部会（第 4 回）

令和 3 年 3 月 30 日

【河島部会長】 それでは、ただいまより、第 18 期文化政策部会（第 4 回）を開催いたします。本日も御多忙のところ皆様お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、土屋委員、松井委員は御欠席とのことです。

また、議題 1 の「食文化ワーキンググループの報告書案」について御報告いただくため、同ワーキンググループ座長の太下委員に、オンラインにて御出席いただいております。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。本日は大きく 3 つございます。

1 点目は、報告事項として、「食文化ワーキンググループの報告書案」について、座長の太下委員より報告してもらいます。

2 点目は、報告事項として、「アート市場活性化に関するワーキンググループの報告書案」について、日比野委員より報告していただきます。

3 点目は、報告事項として、「文化財保護法の一部を改正する法律（案）」及び「著作権法の一部を改正する法律（案）」について、事務局より報告してもらいます。

それでは、まず議題 1 について進めてまいります。

食文化ワーキンググループの報告書案について、太下委員より説明をよろしく願いいたします。

【太下食文化 WG 座長】 食文化ワーキンググループ座長の太下です。御説明したいと思います。

ワーキングでの議論と経緯と結果について御報告します。この食文化ワーキンググループは、昨年 8 月 24 日の政策部会決定により、食文化政策の基本的考え方とか、文化財制度による食文化の保存・活用、さらには、その他の食文化振興方策を調査審議事項として設置されたものです。こちらの文化政策部会からは、河島部会長と佐藤委員にも御参画いただきました。ありがとうございます。

これまで、関係者からのヒアリングを含めて、5 回の審議を行ってまいりました。前回の政策部会には、文化庁の福井参事官から審議状況について共有させていただいたところでした。その後、3 月 8 日に報告書案の取りまとめをワーキングで行いましたので、本日、この政策部会に御報告させていただいた上で、ワーキングとして最終決定したいと考えて

います。

資料は2つありまして、資料1-1が報告書案の概要、そして、資料1-2が報告書案本文です。概要を資料1-1で御説明したいと思いますので、お手元で御覧いただければと思います。

まず1ページ目、第1章は、食文化をめぐる政策面での今までの経緯と、この報告書の目的を書いています。

まず平成17年に制定された食育基本法において、食文化の継承を推進することとされました。その後、平成25年には、「和食」がユネスコ無形文化財に登録されました。「和食」というのはキャッチフレーズですね。そして、平成29年には、文化芸術基本法に、国が振興に取り組む生活文化の例示として、「食文化」という三文字が明記されました。一方で、生活様式の変化や担い手不足、さらに新型コロナの影響もあいまって、食文化の継承が危ぶまれる状況にもあります。

こういった中で、文化政策における食文化の位置付けの明確化、保存・継承の問題と解決に向けた基本方針を整理し、食文化振興施策の推進を図ることを目的として、この報告書を取りまとめたものです。

なお、「食文化」という言葉について、学術的に定着した明確な定義はございませんが、このワーキングでは、文化財保護法における文化財の定義などを参考に、食に関する風俗慣習及び技術を「食文化」と位置付けて議論しております。

同じ1ページ目の第2章では、文化政策における食文化の位置付けについて整理しています。

食文化は、各地の自然風土と調和して生きるために、先人の知恵と経験の賜物であって、未来に継承すべき伝統文化の一つであると考えております。また、身近な生活文化の一つとして、自らの文化を認識するきっかけにもなるとともに、人と人との交流や絆を深める効果もあります。さらに、地域活性化や我が国のブランド力向上に資する文化資源でもあり、このため、文化財として保護とその他の振興施策をバランスよく進めるべきと取りまとめております。

続いて、2ページ目を御覧ください。こちら、第3章では、我が国の食文化の特徴と魅力について整理しています。

上から順番に、全国各地に極めて多様な食文化が発達していること、日本人の精神性を反映している、健康的など、様々な特徴を挙げています。特に日本料理などの技術には、

様々な創意工夫で感動を生み出す芸術性のある「わざ」が存在すること、また、料理だけでなく、接遇やしつらえなど様々な要素が融合し、文化の価値を高める側面があると考えています。一番下の丸印ですが、海外から見た魅力について、日本の食は健康的との評価があり、また、日本各地の食文化にも関心が寄せられているとの指摘がありました。

一方で、課題もあります。第4章ですけれども、現状では様々な課題が存在しております。この章では、食文化振興の課題について、各委員からの指摘を記載しています。

1 ポツで、国内の食を文化として捉える意識が薄いこと。地域の食文化の価値に地元の人が気付いていないケースが多いこと。

また、2 ポツとして、家庭での食文化継承に課題が見られるということを挙げています。

また、3 ポツとして、文化財保護法の対象になり得るとの認識がなく、文化財指定等に必要となる学術的価値判断の基礎が整備されていないということも挙げています。

また、6 ポツでは、食文化を総合的に研究する体制が未成熟。調査研究へのアクセスが容易ではないなどの課題を指摘しています。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。第5章では、以上のような課題を踏まえて、食文化振興の基本理念について取りまとめています。

まず、目指すべき姿について、我が国の誇る文化として国民に広く認識される、多様な習俗や技術が文化財として適切に評価される、国内各地で特色ある食文化が継承される、海外での評価が一層高まるなど、6項目を取りまとめています。

これを受け、基本方針として、文化的価値の可視化、文化財分科会企画調査会において創設すべきとされた、新たな登録制度も含めた文化財保護法の活用、そして、地方自治体の取組促進、食文化振興と地域活性化との好循環の形成等の7項目を取りまとめています。

次の4ページ目を御覧ください。この基本方針を受けて、今後の具体的な振興方策について取りまとめています。

まず、(1) 食文化の担い手等に期待される取組として、家庭で受け継がれてきた料理等の継承、地域での郷土食等の継承、料理人団体等による記録の作成、研究機関等による調査研究の推進・調査研究のアーカイブ化等を挙げています。

次に、(2) として、地方自治体に期待される取組として、食育の推進、地域の食文化の調査研究とその価値の可視化、食関連施設を活用した学び・体験の機会の提供、関係者の連携体制の構築等を挙げています。

一方、(3) として、国に期待される取組として、食育の推進、食文化への「気付き」の

提供、文化財保護法に基づく登録・指定の推進、研究機関等と連携した調査記録のアーカイブ化への環境整備、また、このワーキングでは食文化ミュージアムと名付けたんですけども、各地の食文化の学び・体験等のネットワーク化、そして、研究者間の連携の促進、モデル事業による地方自治体の取組支援等を挙げています。

またページをめくっていただいて、最後の5ページ目になります。こちらのページでは、我が国の食文化の多様な文化的価値について、参考のために例示をしております。

郷土食のような歴史性の特に高い伝統的な食文化のほかに、日本の場合、明治期以降に受容され、形成されてきた和洋折衷の食文化や、継承の場に着目した場合の家庭の食文化、さらには、お弁当文化、多様な器など、世界の中でも特殊性のある食文化という捉え方があるかと思えます。この例示を通じて、地域住民など各地の食文化の担い手が、身近な食習俗や技術を「これも食文化だ」と気付いて、その価値を掘り起こす取組が広がることを期待しています。

説明は以上になります。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容について、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

キャンベル委員、どうぞ。

**【キャンベル委員】** 太下先生、ありがとうございました。非常にバランスの取れたタイムリーな御提案で、おおむね賛成といたしますか、進めていただきたいと思うんですが、1つ質問と、それから、お答えによっては提案といたしますか、お願いがございます。

3 ページのところの基本方針というふうに書いてあると思うんですが、最後に、新しい生活様式、SDGs への対応とありますが、私は、農産物や海洋産物の持続性について、これこそが日本の今の食文化が問われる喫緊の問題であり、課題でもあり、それから、見方によっては、優位性もそこにあると思っていますので、具体的にこの概要、提案の中に、これが質問ですけども、どういうふうにそれを位置付けるお考えかということをお聞きしたいと思えます。

少し具体的に話をしますと、特に海洋産物、水産物に関しては、マグロが枯渇している問題でありますとか、いろんなことが言われて久しいわけですけども、持続性の国際認証制度というものが十数年前からヨーロッパを中心に、ASC ですとか、MSC ですとかがあって、日本の料理店によっては、そこにかなり高いお金を払って、そこに認証を得て食事を

提供しているところもありますけれども、一方では、近年、国内において4つほどの水産エコラベルという取組・制度がありまして、結構頑張っているところですので、そこを食文化という形で、文化という形で後押し、あるいは、並行してそのところを国内外にここは示していく必要があるのではないかなと思います。

去年の7月に水産庁から、水産エコラベルをめぐる状況についてというまとめがされていまして、公開もされていますので、もし御覧いただければ、国内における状況についてはコンパクトにまとめられているところです。

これ、テーマとして逆手に取るといいますか、興味深いことでして、発酵食品ですとか、江戸時代、明治時代、伝統的にフードロスが出ないように、日本独自の食の持続性というものが文化の中に刻み込まれていると思いますので、ここは何か駄目出しとか、ネガティブなことではなくて、プラスに考えることもできるのではと思っております。

すみません。提案、お願いと質問が全部ごっちゃになりましたけれど、まず、そのあたりの取組、あるいは、お考えを聞かせていただけますか。

**【河島部会長】** では、太下委員、どうぞ。

**【太下食文化WG座長】** キャンベル委員、御意見と御質問ありがとうございました。

この3ページ目の最後に書いてある、新しい生活様式、SDGsへの対応という基本方針は、今後の振興方策に関しては、今後検討になりますけれども、主には、例えば、「もったいない」という言葉が世界化していると思いますけれども、そういう精神なんかの食育の部分でありますとか、又は、日本での各地域における伝統的な作物、在来作物みたいなものがありますけれども、そういった地域の宝をいかに持続可能にしていくのかというような、これもある種食育に絡んだり、又は、ある意味マイクロな地域産業の振興的なものにも絡んでくると思いますけれども、そういった施策として、この文化政策の中ではイメージされております。

恐らく御指摘されたような水産物を中心とするような資源管理でありますとか、認証制度に関しては、同じ政府の中でも、農林水産省が所管しているのかなと思っております。この点、事務局から補足していただいた方がいいかもしれませんけれども、いかがでしょうか。

**【福井参事官】** 事務局でございます。

今、太下先生から御説明したとおりなんですけれども、SDGs、今回、地方自治体からのヒアリングの中でも、伝統的作物を使って地域で産業をしていくというような事例の発表

もございまして、極めて重要な論点だと考えています。

特にマリン系のエコラベルですとか、こういったことについては、農水省でのお取組になってくるわけですが、例えば、地方自治体によっては、伊勢エビ漁獲管理を、そうした認証を受けるとともに、これが持続的な食文化だというPRをされているところもございまして。

今後、食文化の継続的な発展・継承を結び付けるにはすごく大事なことだと思っておりますので、農水省をはじめ、関係省庁ともそこは連携を取り合って、進めてまいりたいと考えております。

【キャンベル委員】 事務局からも御説明いただきまして、ありがとうございます。

私は足りないと思います。今のお話ですと、農林水産省の仕事であって、文化庁、ここで文化として考えていることとは異なるセッカのこと、課題、あるいは、機会としてあるというふうに理解しましたけれども。このタイトル、日本の魅力ある食文化を未来につなげるというところを、その未来につなげるということを言う以上は、全体的な環境、日本が、日本の食文化というものが置かれている状況ということを経験的に見て取り組まない、これ、私は独善的な、特に海外から見た場合に、特にヨーロッパで消費者の中で、特に海洋産物に関して、買い求める、食べる、あるいは、食育に関しては、これはもう真ん中に今の話が既に置かれて数年も経っているわけですので、和食文化、特に食文化ということ、国外もそうですけれども、国内の消費者にとって、そこに価値を置くということが、すなわち、文化の持続あるいは発展ということにつなげるものだと思いますので、申し訳ないんですけど、今のお答えでは、縦割りの非常に残念な一つの事例になりかねないと思いますので、是非再考して、あるいは深掘りしていただきたいと思います。

【河島部会長】 では、事務局、どうぞ。

【福井参事官】 失礼しました。食文化担当の参事官の福井と申します。説明がちょっと足りなくて申し訳ありません。

今の御指摘についてなんですけれども、本文の中でも農水省に任せるとか、そういうことではなくて、本文の中には、少し御説明させていただきたいところなんですけれども、文化庁が中心となって、関係省庁にも働きかけながら、こういった食文化の振興を進めていくということをまず書いてございます。

かつ、SDGsにつきましても、食文化を継続して守っていくためには、生産部門まで含めた巻き込みということをやっていかなければいけないということも、概要のところには書

き落としているんですけれども、書いてございますので、このあたり、御指摘を踏まえるとともに、詳しくまた御説明させていただければなと思っております。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では、生駒委員と大橋委員、先ほど手が挙がっていましたので、回答いただくより先に、お二人それぞれ御質問をお願いします。

では、生駒委員、どうぞ。

【生駒委員】 御説明ありがとうございました。

私、今のキャンベル委員の御意見と少しつながるかと思うんですが、日本は食糧自給率がとても低い国であるということが、世界的にも指摘されていると思うんですね。今、伝統の食を見直すとか、この食文化振興の目指すビジョンとしては素晴らしいことが書かれていると思うんですが、これが食糧自給率が低いというような、要するに、サステナビリティの観点からすると、非常に危うい状況にある日本の食の供給の状況を改善していくために、日本人がもっともっと食は文化なんだということで目覚めて、地産地消もそうですし、有効な資源を活用して、それを守ってサステナブルに未来につないでいくような運動ではないんですけれども、そういうふうなことを目指して、この食文化の在り方についての検討をされているのだと解釈はしているんですが。その食糧自給率が低いようなこと、これも農水省の領域のお話ではよく語られているんですが、一切ここには触れられていないんですけれども、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。あるいは、検討される方向があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

【河島部会長】 では、続きまして、大橋委員、どうぞ。

【大橋委員】 ありがとうございます。

大変素晴らしい報告書をまとめていただいたと思っています。多分、事務局の御説明及び概要のまとめ方が本文と若干ずれているところが、キャンベル委員などとのやり取りの齟齬になっているのかなと思っているんですけど。

例えば、よく見ると、私は、この話というのは非常に広がりがある話で、文化庁だけではなくて、例えば、学校教育、学校給食、要するに教育の話だとか、あるいは、地域振興を含む産業政策的な話、及び海外も含めた観光とか、あるいは食の輸出みたいな話ともつながる、非常に広がりがある話だと認識していて、実際、本文にはそういうふうな記載も、少なくとも学校の話とかは書かれているなと思うんですけど、概要に書いていなかったりとか、あと、私の理解だと、これ、農水省さんも食文化振興小委員会というのをやってい

て、最近取りまとめされていると理解していて、そこを協働してやられているのではないかなと思っているんですが、余りその説明も見えないので、文化庁さん一人でやっているのではないかというふうな、そういうふうな誤解を生みだしていると思っているんですけど、そこをしっかりと説明していただいたらいいのではないのでしょうか。【河島部会長】  
ありがとうございました。

それでは、お二人の質問を受けて、事務局若しくは太下委員からよろしくお願います。  
では、事務局、どうぞ。

【福井参事官】 食文化担当参事官です。

大橋先生、大変ありがとうございます。説明が足りないです。

ほぼ同じタイミングで、農水省の食農審でも、和食を中心に議論を進めておりまして、和食文化というものをどうやって守るか、海外に発信していくかということを中心に議論されております。

お互いにといいですか、農水省の審議会にも、事務局の手伝いとして私たちもオブザーバー参加させていただいておりますし、逆に、うちの審議会にも、毎回農水省からもオブザーバーとして参加させていただいておりますし、そういう意味では、生産面についてしっかりやっていくとかいうことについては、お互いにそれぞれの持分を生かしてやっていきたいと思っています。

本文の中には、文化庁としては、食の文化財的な価値をしっかりと認めるという文化庁の中心のところを中心に書かせていただいておりますが、その中でも、例えばですけれども、伝統的な食材の生産・製造技術というものは、多様な食文化の継承に欠くことのできないものである、こういうものをどうやって守っていくかということ論点として書き出させていただいておりますし、その対応策として、今後、文化財保護法の中でこういったものも守っていくべきではないかという御提言も頂いているところでございます。

それから、生駒先生からの御指摘の食糧自給率について、今の御説明とちょっと重なるところもあるんですけども、一部の食文化には、その地域で生産されている食材が不可欠であるような、こういう食文化が実際にございます。こういったものについて、食文化は食文化、生産振興は生産振興ということでやっていくのではなくて、食文化の重要性を地域の皆さんに気付いていただいて、その中で食材の生産者の方も巻き込む形で振興を図っていくことが重要だと思っておりますし、こういったことも先生からも御指摘を頂いておりますし、報告書の本体には書かせていただいております。



今後、この点を、食育ですとか、文化財保護法ですとか、農水省側で言えば、生産の振興のツールがございますけれども、それぞれの政策手段を使って進めていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

**【河島部会長】** どうもありがとうございました。

太下委員、よろしいですか。特に何か付け足すことがあれば。

**【太下食文化 WG 座長】** 政府全体で取り組んでいくという、連携していくという点に関しては、今の福井参事官からの御説明で十分かと思えます。

要は、このワーキングの報告というのは、今まで政府の中で、食料生産であれば農水省だとか、学校教育であれば文部科学省という形で、それぞれ断片的に食はもちろん担われてきたわけですが、実は、食を文化として政府として位置付けて取り組んでくるということは、今までなかったわけですね。ここに初めて食は文化なんだというふうに位置付けて、その食は文化という光から照らした場合、ほかの政府の取組ともどういうふうに連携して総合的な政策を考えられるのかというところが、大きなフォーカスになってくるわけです。その中で、特に文化庁ができることというのを重点的に書いている、こういう構造になると思えます。

一応これが補足説明になります。

**【河島部会長】** ありがとうございました。

このワーキンググループは私も参加していて、松田委員も参加されて、大変活発な議論もありましたし、先ほど御指摘ありましたように、文化庁として食文化という位置付けですけれども、かなり広がりのある話ですし、大事なところでして、皆さんもこのように御興味を持って御発言いただけて、大変うれしく思います。

それでは、次の話題に移ってもよろしいでしょうか。

続きまして、議題2について進めてまいります。アート市場活性化ワーキンググループの報告書案について、座長である日比野委員より説明をお願いいたします。

**【日比野委員】** よろしく願いいたします。

アート市場活性化ワーキングは、割と短期間の間での活動、会議になりました。その中で、専門委員4名をお迎えし、そして、この会からは湯浅委員に入ってください、私が座長を務めさせていただきました。

文化庁の中で、アート市場というキーワードで議論を深めていくということが今回の一

番の特色になるかと思えますし、アート市場ということで、この短期間の中で様々な専門の先生方、そして、湯浅委員、私を含めて、どのようなアート市場を活性化するのがよいのかということが、割と局部的な話になったり、すごく大きなフレームの中で話になったりとかという議論がありました。本日報告させていただく中でも、いろいろ細かい点での確認、そして、もっと大きなフレームとしての提案などが入っておる形になっております。

全体的なキーワードといたしましては、アート市場というと、どうしても作品の売買、ギャラリーとか、オークションとか、アートフェアとかというものがイメージされるかと思えます。それは経済的な価値であったりとか、あと、ニュースでも、誰かの名画が何十億、何百億円で落札されたという、投資目的にも聞き取れないような、そういうアート市場。片や、でも、それだけのアート市場というものではなく、それがきちんと学術的に美術的に価値のあるものと呼応している、連動していることが大事だろうと。そして、それがただ単なるアートの業界の中だけでの評価ではなく、広く一般に、社会的にきちんと認知されている、理解されているということが、これからなおさら必要になってくるだろうという話が今回の概要になります。

いわゆる経済的なアート市場、そして、学術的なアートに対する評価に携わるアート市場、そして、社会的なものに連動するアート市場、経済的、学術的、社会的、この3つがきちんとバランスよく無理なく行われるシステムを確立した上でのアート市場というものを目指していくにはどうしたらいいのだろうかという議論を進めてまいりました。

本日は、報告書の案、そして、概要をまとめた資料を出させていただいております。概要に沿ってこれから説明させていただきますが、概要の方は4ページになっておりまして、3章に分けてまとめてあります。

第1章は、アート市場活性化ワーキンググループがなぜ設置されてきたかと、これまでどのような経過があったかという項目。

第2章は、アート市場活性化等、我が国におけるアートの振興に向けた取組がどのように行われてきたかというまとめ。

そして、第3章、我が国のアート市場活性化に係る方向性、こちらは、第3章の中で4つに分けてまとめさせていただいております。1つ目が、アートの本質的価値の向上、これは学術的な本質的なアートの向上についてのまとめ。2つ目が、アートの社会的価値の向上についてのまとめ。3つ目が、アートの経済的な価値の向上についてのまとめ。4つ目は、アートの国際的な拠点化についてのまとめになります。

本日は時間が限られておりますので、第3章の方の本質的なアートの学術的な話、社会的な話、経済的な話、そして、4つ目に、国際的な拠点化についてまとめたものを、この報告の中では述べさせていただいて、後ほど各委員からいろいろ御意見いただければと思います。

まずは、アートの本質的価値の向上について。こちら、概要の3ページ目の上の方の段落になります。

美術的・学術的な価値付けの主体は、いまだ欧米が中心であります。近年では、皆さん御存じのように、中国が世界最大級の近現代美術、例えば、「M+ミュージアム」（香港）の開館などをきっかけに、活発な作品の購入が欧米から中国に移り始めております。

このような世界のアートの動向を視野に入れつつ、国際的な文脈において日本のアートが評価されることが、長期的には我が国におけるアートの持続的な発展につながるのではないかと。

そして、片や、我が国のアーティストの美術的・学術的な価値を評価している日本芸術院など、関連する諸制度等について国際的な文脈で再検討するとともに、美術館等における国際的な人材の育成、そして、独立行政法人国立美術館に設置予定のアート・コミュニケーション推進センターにおける我が国のアートの国際的な情報発信の拠点整備、国内美術館への支援体制の強化を進めるべきである。

そして、2つ目、アートの社会的価値の向上、この点が今回新たな提案になるかと思えます。

アートの活性化のためには、アートがもたらす社会的・経済的な外部波及効果を明らかにし、アートに関心がない層からもその必要性が理解されることが必要である。これまで我が国においては、例えば直島の事例に見られるように、地域のアートプロジェクトが周辺にもたらす経済的効果やコミュニティの活性化等の社会的効果の事例を積み上げてきた。

新たな物事を作り出す「アート思考」という考え方がビジネスの世界を中心に注目を集めている。AIが人間の能力を超えるシンギュラリティが2045年には起こるとの指摘もある中、これまでのような知識中心の教育では身に着けることが難しい、新たなものを作り出す「創造性」は、DX化が進んだ社会において、さらに求められる能力となる。

今後は、さらに、アートによるウェルビーイングや認知症予防等医学的な効果、SDGs達成におけるアートの可能性等、社会におけるアートの重要性に係る知見を積み上げるとと

もに、学校における鑑賞教育の充実、美術館へのアクセス改善等、幼少期のアートとの接点の改善・拡充が重要である。

美術館などの文化施設だけではなく、よりアートを社会化していく、日常の中で、そして生活の中でアートの価値を上げていくという視点でのまとめになります。

近年では、先ほどの食の方でもありましたけれども、SDGs というキーワードの中にアートがどのような役割を果たすことができるのかというものも、これから大いにきちんと取り組むべき視点であると思います。それが結果的にはアートの価値を高め、アートの市場につながるものだと考えております。

そして、3つ目、アートの経済的価値の向上。

我が国のアート市場活性化には、より多くの国民がアートに対して投資（作品購入等）し、取引が増大する必要がある。アート購入者の増加には、アート購入の動機付けが必要であり、長期的には、自宅にアートを飾りたい個人への支援が、短期的には、企業等による購入増加が重要である。

また、誰もがアートを購入しやすい環境を作るため、アートの価格が客観的に分かりにくいこと、寄附や相続の際の価格根拠や算定の仕組みが不透明であるなどの課題を解決することが重要であり、例えば、価格の透明性を高めるための公的な鑑定評価の仕組みの導入、取引の透明性や贋作を排除するためのブロックチェーン技術の導入推奨、購入の後押しとなるような優遇措置等（例えば予算・税制等）を検討すべきではないかとの意見がありました。

そして、4つ目、アートの国際的な拠点化。

グローバル化が進むアート市場において、アート・エコシステムの好循環を実現するためには、我が国におけるアートの国際的な拠点化が必要になる。既に巨大な市場を築いている中国やシンガポールでは、関税の取扱い等、国外在住者によるアートの取引を促す仕組みが整備されている。

そのため、我が国においても、国際的な価値付けの一翼を担うことができる学術拠点の設立や、国際的なアートフェアやアートオークションを誘致する活動を支援するなどの取組により、アートの取引を活発化させ、国際的なアート・エコシステムの一大拠点となることを目指すべきである。

また、我が国アート市場の国際拠点化は、富裕層を取り込むマーケティング政策としても観光政策としても重要である。富裕層を対象とした観光政策において、アートの力が有

効であることが分かっており、国際的なアートフェアやアートオークションの誘致など世界のアートカレンダーに掲載されるようなアートイベントの設立が欠かせない。

アート市場活性化ワーキンググループ、短期間ではありましたが、大変有意義な、それぞれの委員、専門委員のお話を頂きました。決してここの中だけではまとめ切れないものもありますが、できれば、引き続きこのキーワードを4月以降も話できればなとは思っております。

以上、報告になります。ありがとうございました。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

先ほどの食文化とはまたがらりと変わり、シンギュラリティとか、ブロックチェーンとか、文化庁とは思えないような単語もいろいろ入って、興味深い報告をまとめられたと思っています。

結構質問が出るかなと思いますので、まず第1ラウンドとして、何か御発言がある方、手を挙げていただけますか。名越委員だけですかね。分かりました。

じゃ、私、1つ質問がありますので、その次のうちに。

このアートって何を指しているんですかということです。例えば、いわゆる現代アートなのか、コンテンポラリーアートなのか、それとも、現在生きている作家によって生産されている日本画のような領域も含めるのか、そのあたりがよく分からず、また、アートという言葉をもしかしたらあえて使っていらっしゃるかと思うんですけれど、そのあたりの御説明いただけたらと思います。

名越委員、どうぞ。

**【名越委員】** ありがとうございます。

私、2点あったんですけど、1点目は今おっしゃっていただいたので、もう1点だけ言わせていただきます。

意見というよりは純粹に質問なんですけれども。4 ページ目の、「長期的には、自宅にアートを飾りたい個人への支援」という表現がありまして、これは若干分かりにくくて、これ、具体的に言うと、購入や相続の際に税制面での支援という理解でいいのか。私は、短絡的にそれ以外に思いつかないものですから。だとすれば、そう書いてもいいのではないかなと思うんですけれども、逆に、そう書けないような理由があったりするのであれば、教えていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

ほかに、どなたか何かありますか。

では、石田委員もどうぞ。

【石田委員】 御説明、丁寧に頂き、ありがとうございました。

4 ページの (4) アートの国際的な拠点化の 1 つ目の丸ですけれども、「グローバル化が進むアート市場において、アート・エコシステムの好循環を実現する」と書かれています。このアート・エコシステムの好循環を実現するということをもう少し具体的に説明すると、次の丸の文章や資料 2-2 の図ようになるのでしょうか。ただし、この言葉に包含されている本質的な意味について、もう少し教えていただけるとありがたいです。お願いいたします。

以上です。

【河島部会長】 ほかに特にいらっしゃらなければ。では、キャンベル委員もどうぞ。

【キャンベル委員】 ありがとうございます。

日比野先生、非常によくできたたくさんの調査、まず今の日本におけるアートの環境、状況、課題ということを非常に多角的に捉えていて、読んでいて単純に勉強になりました。大変面白かったので。

2 つ、これは質問ですけれども、1 つが、この中に、どちらかというところ、ここが総論であって、これから各論的な具体的な施策にどう結び付けていくかという、大綱のような文章として読ませていただきましたけれども。その中に、例えば人材育成ですね。若いアーティストですとか、ギャラリストですとか、あるいはオークションアですとかということが、特にギャラリストやオークションアというのは、なかなか個人的にインターンをやったり、いろんな企業との関係の中で学ぶことはできますけれども、人材育成ということを実践する市場の活性化と結び付けるとすれば、どういうベクトルがあるかということが 1 つ。

もう一つは、ウェルビーイング、ウェルネスというところも書かれていて、認知症の軽減ですとか防止ということもありますけれども、こここそが、日比野先生が長く障害者アートと関わっていらっしゃり、アール・ブリュット等のすばらしい取組もありますし、非常に経験も発言力もその分野においてはあると思いますので、障害者アート、つまり、包摂社会を実現する一つの環としてアートというものがあり、そして、障害者と障害者でない人たちが分かり合える、あるいは、社会の中にそれを取り込んで、いろんな活動をしていく、参画していくこととしてのアートということをごく明瞭に明示していただけないかと思っておりますけれども、その 2 点についてお考えを伺いたいと思っておりました。

【河島部会長】 ありがとうございます。

日比野先生、全部一緒にお答えいただきまして、よろしいですか。

【日比野委員】 いろいろありがとうございます。

まず、座長からありましたアートの定義、まさに、この専門委員、そして湯浅さんを含めて、我々も話す中で、「ちょっと待て、アートってどこのところまで今いつてるの」という話は行ったり来たりしていました。

このワーキング部会のきっかけは、現代アートと聞いております。2014年にさかのぼって、現代美術の海外発信に関する検討会というのが、森美術館の元館長の南條さんを座長にして開かれて、その中で、アートフェアをしっかりとやらせようとか、国際的な芸術祭を、コンクールを、そして、世界的なキュレーター、アーティスト、ギャラリストを育成しよう、誘致しよう、そういうことによって、アート市場も、そして、世界の中における日本のアートの立場も活性化していくという議論がなされました。

これをきっかけにして、アート市場の活性化について、国家戦略として取り組むことが必要であるということになり、本ワーキングの設置に至っております。なので、きっかけは現代美術の分野になっており、しかし、途中で、質問もありましたアート・エコシステム、そして、最初に私が言わせていただいた経済的と、社会的と、そして学術的、これが無理なく回っていくということがないと、ただ単にアートマーケットだけがどんどん数字が上がっていても、それは一体どうなんだろうという話になり、その中で、アートの社会化、アートの新たな価値を生み出していく、作り出していくことが、結果的には、いろんな方々がアートに対しての投資、まさにSDGsに対してのいろんな企業が取り組むことによって、その企業に対しての信頼性、投資が行われると同じように、アートに関わる人たちの社会性が、結果的には、支援を受ける、そして、そこに託されるものが増えてくることになる、それが、いわゆるここでいうアート市場になっていくのではないかということで、アートの定義も、現代美術というこれまでの美術ではなく、社会性のある、今、キャンベル委員からありました、例えばアール・ブリュットであるとか、障害の方々のアートとか、それをアートと定義付けるのはどこまであるのかという、これまた別な分野の議論もありますけれども、ここで取り上げるアートというのは、このまとめの中にも書き切れていないかもしれませんが、日本独自のアートの定義をし、それが世界に対して発信する魅力になり、そこに対して国にこだわらず投資してくれるような、そんな新たなアートの価値をつくる上では、社会的なものにきちんと連動するというのはとても重要で

はないかと考えております。

そのためには、時間がかかると思います。人材育成というものがとても重要になってくるわけですので、キャンベル委員の話にありました人材育成、これは10年、20年かけて行っていく、時間のかかることだと思いますし、経済と社会と学術、そして、それを無理なくエコシステム的に捉えることができる、いわゆるネイティブな、無理なく行うのではなくて、それが当たり前だという認識を持った人材を育てていくことによって、それが日本のオリジナリティのアートの姿であるということ発信していけるようなことになっていくといいなと——すみません、これ、だんだん半分ぐらい私の意見が入ってしまって、ワーキングのまとめとはちょっとずれてしまって、すみません、湯浅委員、ちょっとフォローしていただいてもよろしいでしょうか。

【湯浅委員】 ものすごく多様なディスカッションがあったんですね。そのワーキングのメンバーのリストを見ていただくと、会計の専門の方もいらっしやったり、また、ギャラリストの方や、多様な方がいらっしやったので、耳慣れない言葉も入っているまともになっているところもあるかもしれません。

最初の御質問の、ここでいうアートは何ですかというのは、すごく大事な議論でして、特に、この文章がウェブに公開されて、いろんな人が、様々な議論の背景もなく、この文章だけを見るということを考えたときに、やっぱりきちんと誤解のないようにしていった方がいいんだと思うんですね。

一応その点についても長くディスカッションをした中で、今、この資料では、資料2-2の2ページ目のところに、近年、アート、括弧というところで、文化庁の事務局で、このワーキングで議題にしているアートというものはこれですよということが書かれています。

当初は、やはりより現代アート、又は、売買に絡んでいくものというところのフォーカスもありましたけれども、そうはいつでも、近現代のものだったり、古いものや、工芸でも、やはりそういった市場価値というものは発生しているので、より幅広く捉えていこうということだったと思いますので、一応このワーキングで言っているアートというものは、ここに書かれているものだというのは、共通の認識にしたほうがいいと思います。

でも、今ここで今日御参加の委員の方々が、これを読んだときに、やはりこの言葉は誤解があるということであれば、ここはきちんと議論する必要があるかなと思いました。

あと、ちょっと個人的には、先ほど日比野委員の御説明いただいたように、市場活性化



というのが大命題のワーキングではありましたが、活性化をしていくためには、アート自体の価値は、幅広く多様な価値を理解するという意味での、社会化という言葉いいのかどうかは分かりませんが、そういったものをきちんと挙げていく、明らかにしていく、又は学術的価値を上げていくということがディスカッションされまして、恐らく文化芸術基本計画のディスカッションをしていたときにも、文化芸術の多様な価値があるという議論がなされていたと思うんですね。そこに立ち返ってくるのかなという印象を私はすごく持ちまして、恐らく今回のワーキングは、どちらかというアジェンダ出しをしたというところではなかったかなと思っています。

ここからさらに、では、どうやってその社会的な価値を広げていくのかとか、市場価値に結び付く、要は、マーケットが拡大した、活性化したとはどういうことなのか、それにおいて、どういう文化政策的視点の取組が必要なのかということは、やはりまたこの文化政策部会の中でも、今後の議論の中でカバーしていく分野と関わってくるのかなとは思いました。

皆様の御質問に全部答えられていないと思うんですが、個人的な感想です。すみませんが、発言させていただきました。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

おおむねお答えいただいたと思いますが、1つだけ、個人の購入への支援というのはどういうことですかというのを、手短によろしく願いいたします。

**【日比野委員】** アートの価値を客観的に分かりやすくする、寄附・相続の算定・仕組みを分かりやすくする、などのことが挙げられます。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

それでは、小林委員、どうぞ。

**【小林委員】** ごめんなさい。先ほどちゃんと質問すればよかったんですけども。おまとめいただき、ありがとうございます。

それで、1つ質問なんですけれども、この報告書の10ページのところに、日本におけるアートを取り巻く現状という図がありますけれども、これ、現状として、いろいろな問題点があるよねということが書かれて、まとめられている図だと思うんですが。これは、この課題が様々解決されて好循環になった姿がアートのエコシステムと考えればいいのか。

つまり、アートのエコシステムといったときに、誰が主体で、どういうふうになってい

くとエコシステムがうまく回っている状況なのかというのがちょっと分からないかなと思ったというところがあって、この図の意味するところをちょっと。これが現状、課題だというのは分かるんですけども、アート・エコシステムの好循環の描かれている姿というのがいまいち分からないなと思って、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるかというところですね。

いわゆるアートがみんなに多様に享受されることによって、アートに関わっている人たちもそれで生きていけるみたいなことなのではないかなと私は思うんですけども、全体として、それがちょっと見えにくい感じがしているのがちょっと気になりましたということ。これはコメントです。

それと、これも文化経済戦略みたいなことが言われるようになってから特にあるんですけども、そもそも文化庁が文部科学省の一つの部局だから、なおさらそういう印象を持つかもしれないんですけど、どうしても、言っていることはそうだと思うんですけど、富裕層向けというふうに限定的に書くことに、そうなんだというのは分かっているんですけど、すごく違和感を抱いてしまうのは、私がおかしいのでしょうかというところのコメントです。

以上です。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

石田委員，どうぞ。

**【石田委員】** 先ほど私がお聞きしたかったことを再度言ってくださった。ありがとうございます。

アート・エコシステムという言葉が書いてあるんですけども、その実態がいま一つぼんやりとしている。二度ほど出てきた国際的な文脈ということを経験しながら、日本におけるアート・エコシステムも大事にしないといけないと、アート・エコシステムという言葉でまとめてくださっているんですが、それがどうも具体的にうまく見えてこない。それが、例えば、中国の勢いにどう伍していくことになるのか。いろんな意味で、国際的な文脈や国内の状況においてどう位置付くのかということを実際に表現していかれるのかというのが、いま一つ見えないんですね。そのことを私からも再度加えさせてください。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

日比野委員，なかなかハードな質問が飛んでいますけれども。あと，事務局も，よかったです。じゃ，事務局からいきますか。どうぞ。

【林文化経済・国際課長補佐】 文化経済・国際課の林でございます。ちょっと補足させていただきます。

先ほど小林委員が触れていただいた本文の資料2-2の5ページの図、図1を指して言っていたのだと思います。これは、エコシステムとして、いわゆる学術的な価値を高めていく活動、それから、経済的な価値をつくっていくマーケット、それから、社会的な認知の向上、こういうものがこういう連関をしていて、実際、真ん中にある市民なり国民の生活も豊かになっていくということを、ある種のエコシステムとして示しています。今はこれがそれぞれに弱いのではないかと。つまり、これがバランスよく発展することによって、エコシステムというものが回っていくのではないかと考えているという状況でございます。

国際的な中で、日本のものが、アート、特に現代アートにおいては、国際的な文脈も、それは国内国外関係がないので、国際的に評価されるような発信を日本からしていく必要があるという認識です。今までは、日本のアートであっても、海外から価値付けられてマーケットでも高騰すると、日本には残っていないみたいなことが起きているので、ここを反転していきたいというところでございます。

それから、先ほどの富裕層のことですけれども、全般的には富裕層だけを見ているわけではございませんで、最後の観光との絡みにおいては、今後、たくさんの人に来てもらって、ある意味、消費行動でというより、そこも大事なんですけれども、より世界的に富裕層と言われる方々が日本に来てくれるということも大事であって、そのときにおいてはアートが外せないという文脈でございますので、別に全体的に富裕層だけを見ているとか、そういうことはございませんので、基本的には、全体として国民の生活は豊かになるし、日本の我々の次世代に良いものが残っていくという、そういうものを目指しているというところでございます。

すみません。よろしく申し上げます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

日比野委員、何か付け加えることは、特に。

【日比野委員】 今、事務局のほうのお話ししていただいて。いろいろ富裕層のキーワードであるとか、エコシステムというキーワードが何を意味するのかというところで、なかなか話が伝わりにくいところもあったかと思えます。

このようなお話いただいた上で、またきちんと伝わるようなまとめ方、そして、やはり

課題はたくさん残っています。それらをきっかけとして、目指すべき姿を探し続けていければと思っております。

ありがとうございました。

**【河島部会長】** ありがとうございました。

一応、これ、案ということにはなっておりますけれども、明日の文化審議会総会でも報告として出ていきますので、ある種、ここで一応急に直すとかいうような内容のものではなく、ワーキンググループとしての提言として出ているものです。

でも、私、予想していたんですけれど、皆さんからいろいろとあれこれ話が出るのではないかなと思っていて、やはりそのとおりでしたので、また文化政策部会としても、来年度以降ももう少し議論させていただけたらなと思っております。事務局がうなずいていただいているので、それでいいということで理解しております。

では、申し訳ありません。時間が押してきましたので、次の議題に移りたいと思います。

文化政策の動向について、報告事項が2点あります。

まずは、文化財保護法の一部を改正する法律（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

**【鍋島文化財第二課長】** それでは、失礼いたします。文化財第二課の鍋島と申します。

では、文化財保護法の一部を改正する法律案につきまして、資料3、2枚あります。それから、参考資料1としまして、具体的な条文、新旧対照表という形でお配りしているのですが、こちらで説明させていただきたいと思います。

資料3を御覧いただければと思います。

これは文化財の種類としまして、概要というところにあるんですが、有形文化財、建造物、美術工芸品等が該当します。それから、有形の民俗文化財、衣食住の用具等が該当します。そして、無形文化財、芸能、工芸技術、人間国宝と言われたりもするんですが、技というものが該当します。そして、無形の民俗文化財、風俗慣習、民俗芸能、民族技術等、地域のお祭りなんか該当します。

こういった、大きく分けまして4つのジャンルの文化財があるんですけれども、それぞれに、これまで明治、昭和以来、指定制度という形で、規制もさせていただくんですが、手厚い支援措置なんかがあるような、指定制度ということをこれまで中心に運用してまいりました。

文化財保護法では、平成8年の阪神・淡路大震災の頃を契機に、国の指定文化財だけで

すと、どうしても限定的な保護になってしまいますので、少し幅広く緩やかな保護措置としまして、国の登録制度というのを設けるような形で始めさせていただきました。建造物、美術工芸品、そして、平成16年には、衣食住の有形の民俗文化財等に拡大してきたんですが、このたび、この四角がありますように、無形文化財、そして、無形の民俗文化財にも、この緩やかな制度であります国の登録制度を新しく作りたいというのが、今回の法改正の内容です。

具体的には、1番、(1)無形文化財の登録制度というところにあるんですが、これまで国指定等をされていないもののうち、保存・活用のために大事だなというものにつきまして、国の登録文化財として登録することができるような形になりまして、緩やかな制度になりますので、実際には、保持者の方々の氏名変更等々、申請を頂くというよりは、届出を頂くようなこと、そして、逆に、保存・公開に関します経費を補助させていただいたり、指導・助言をさせていただいたりとか、また、具体的な文化財をこれから保護・活用していくために、計画を作っていただくというような簡易な内容になっております。

これ、なぜこういうことを必要としているのかということになるんですが、地域の祭りにつきましても、担い手の方々が高齢化されるような集落もあると伺いますし、一緒にやってくれる方が減ってきているというのがこれまでの状況だと伺っておるんですが、そういったさなか、1年ほど前から全国的にコロナの感染拡大ということがありまして、お祭りに限らないのですけれども、様々な芸能行事が中止になったり、延期になったり、規模を縮小したりという形で、なかなか難しくなっております。

さらに、こういった状況になっていきますので、深刻な影響が出てきておりますので、もうこれを契機にやめようかというような団体さんなんかも表れてきております。何とか文化の取組を絶やさないためにも、指定制度ですと少し時間がかかったりするようなものを、登録制度という形で、幅広く保護を活用してみたいということが、この内容です。

ですので、この施行期日というのがあるんですが、公布の日から3月以内で政令で定める日ということで、今、ちょうどこれは国会にこの法律案を提出させていただいております。もうしばらくすると国会で御審議を始めていただくような状況になっております。令和3年度にはなってしまいますが、できるだけ速やかにこの取組を進めてまいりたいと思っております。

また、併せまして、自治体さんの都道府県、市町村の皆さんの、地方登録制度といいましますけれども、同様に、この登録制度につきましても、先ほどありました有形文化財とか有

形の民俗文化財も含めまして、これまでは特段規定はございませんでした。これを併せまして、今回、自治体さんの都道府県さん、そして市町村さんの登録制度を、これを法律に位置付けることによりまして、取組を進めていってほしいなと思っております。

いいものがあれば、自治体の皆様から国に提案を頂くということもできるようになっております。施行期日としましては、こちらは条例等の御準備もありますので、1年ほど先の令和4年4月を考えております。

2枚目に、既に先行して行っている自治体さんのリストがございます。都道府県で言いますと、京都府、大阪府、兵庫県さん、3つの県、市区町村で言いますと、80ぐらいの自治体さんが、既に無形、民俗などを含めまして取組を始めていただいておりますので、こういった事例を参考にさせていただきまして、全国の方々にも呼びかけていきたいなと思っております。

これを立案するに際しまして、昨年の秋から、文化財分科会の下に企画調査会というものを設けていただきまして、御審議いただきました。本委員会の委員である松田先生にも加わっていただきまして、幅広い御議論を頂きまして、1月に報告書をまとめていただきまして、それを踏まえた法律案の立案という形になっております。

何とか自治体の方々と連携しまして、この取組を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【河島部会長】** ありがとうございます。

委員の皆様から御質問等ありますでしょうか。

では、特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。

著作権法の一部を改正する法律（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

**【岸本著作権課長】** 著作権課長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

本日、著作権法の一部を改正する法律案の概要、最初の1枚物に基づきまして説明をさせていただきます。

今回の改正の柱ですけれども、大きく2本ございます。1本目は、1ポツのところ書いてありますように、図書館関係、2本目が、2ポツのところ、放送番組のネット配信の関係でございます。いずれも、1本目につきましては、図書館関係者ですとか研究者、2本目につきましては、放送事業者といった、利用者側の強い御要望を頂いたことに基づく措置でございます。著作権制度をデジタル化・ネットワーク化に対応させることで、国民の利

便性を向上させるということを目的としております。

まず1ポツのところですが、図書館関係の1つ目の改正事項、マル1のところでは、国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信でございます。

現行制度上、国会図書館では、絶版等で入手困難な資料のデータというのを、公共図書館ですとか大学図書館など、各図書館等に送信することが可能となっております。利用者から見ますと、最寄りの図書館等に足を運べば資料を閲覧することができるんですけども、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のように、図書館が休館してしまう場合ですとか、そもそも病気などで図書館に行けない場合、近くに図書館がない場合などにおきましては、資料の閲覧がそもそもできないという状況でございます。これを改善するために、国会図書館が、絶版等資料の全文のデータを利用者に対して直接送信できるようにするという改正内容でございます。

具体的には、国会図書館のウェブサイト上に専用のページを設けて、事前に登録しておいた利用者がIDやパスワードを入力すれば、いつでも資料が閲覧できるという仕組みを想定しております。

次に、図書館関係の2つ目、マル2の改正事項でございます。各図書館等による図書館資料のメール送信をできるようにするというものでございます。

現行制度上ですけれども、各図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、複写サービスとして、著作物の一部分を館内で確認した後で、紙で複製して提供するということが可能となっております。これをメールなどで送信できるようにしようということでございます。

具体的に、一定の条件の下で著作物の一部分をメールなどで送信できるようにします。その際、権利者に及ぶ不利益を補てんするために、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うということを求めることにしております。この補償金は、現行の複写サービスにおけるコピー代ですとか郵送代と同じく、基本的には、受益者である利用者が図書館等に支払っていただくということを想定しております。

また、小さい米印のところを御覧いただきたいんですけども、権利者保護のための条件としまして、正規の電子出版等の市場を阻害しないこと、それから、データの流出防止措置を講じることなどを求めることとしております。これらの措置によりまして、権利者の利益を適切に保護しつつ、国民の情報アクセスを大幅に向上させることが可能となるものと考えております。

次に、大きな2つ目の柱、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化でございます。

現在、著作権法では、放送とインターネット配信は全く別の利用と位置付けておりまして、インターネット配信には、原則として事前許諾が必要であるという厳格なルールが適用されております。その結果、放送では許諾不要で流せるものが、同時配信等では流せないといった事態も生じておりました。

この点、放送番組の同時配信等は、インターネットを用いるものではありませんけれども、放送と同時にできるサービスであるということから、可能な限り放送と同様の円滑な権利処理を実現することとしております。

今回は、2ポツの下の米印のところにありますように、同時配信のほか、追っかけ配信ですとか、一定期間の見逃し配信も対象にして、円滑化を図るということにしております。

具体的な措置の内容につきましては、マル1からマル5の5点となっております。

まずマル1ですけれども、放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める「権利制限規定」を、同時配信等にも拡充するという内容でございます。

次に、マル2ですけれども、「許諾推定規定」を創設します。放送番組で著作物等を利用する場合には、放送事業者と権利者が契約を結ぶということになりますけれども、その契約の際に、権利者が同時配信等を拒否する意思表示をしていなければ、放送と併せて同時配信等も許諾したと推定するというので、ワンストップでの権利処理を可能とするというものでございます。

それから、次のマル3とマル4は、同様の内容の措置になっております。レコードや実演に関しまして、集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難なものにつきまして、事前許諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に事後的に報酬を支払うということを求める内容となっております。

それから、マル5なんですけれども、放送事業者と権利者との協議が整わない場合における文化庁長官の裁定制度を、同時配信等にも活用できるようにするという内容でございます。

以上、改正内容についての概要でございます。いずれも文化審議会著作権分科会での丁寧な議論を頂きまして、幅広い関係者の理解を得た内容となっております。

3月5日に閣議決定し、国会に提出をしております。

どうぞよろしく願いいたします。



**【河島部会長】** ありがとうございます。

ここで、ここからの進行について一言申し上げたいんですけども、本日、今年度の文化政策部会、最後の日ですので、今年度を振り返って、皆様から一言何かお言葉を頂ければということをおあらかじめ事務局からお願いしていたと思います。普通にやっていると3時を過ぎそうだなということで、心配になっていたんですけども、今の議題3、文化政策の動向についてというところで、十分に皆様からも質問いただいて、そこで一旦切りまして、それで、公開もやめまして、そのままZoomに皆さんには残っていただいて、ある意味、フランクにいろいろと言っていたように設定しようと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

もちろん、お時間のない方は、3時で退室していただいても全く問題はありません。よろしいですか。

それでは、今の事務局からの著作権法の一部を改正する法律案について御説明いただいておりますけれども、何か御質問等ありますでしょうか。

松田委員、どうぞ。

**【松田委員】** 松田でございます。すみません。私は3時に抜けねばならないということをお最初に申し上げておきます。

そのこととは別に、今御説明いただいた内容、著作権法の一部を改正する法律案に関して、改正の概要の資料でいうと1番のマル1について質問させていただきます。

これはかなり画期的な見直しなのではないかと私は感じました。それは、私が個人的に図書館等において、絶版資料を国会図書館の送信サービスを利用してしばしば使っているからかもしれませんが、ともあれこれを一步さらに進めて、利用者が直接、恐らくパソコンのような個人の端末を使って見られるようになるということは、利用者としては大変ありがたいと、私も大変嬉しく思っております。ただ、著作権の関係でちょっとお尋ねしたいのは、個人に絶版等資料のデータが送られてきて、それを自分のパソコンなりスマホなりの端末などを使って見るということは、これはプリントアウトもできるでしょうけど、スクリーンショットを勝手に撮って自分で使用することもできるようになるということなのでしょうか。

**【岸本著作権課長】** 今回につきましては、利用者側で2つの利用行為について自由にできるようにしようと考えておまして、先ほど御説明した資料の次の次のページ、3ページ目なんですけれども、改正内容の2つ目の黒ポツのところです。利用者側では、自分

で利用するために必要なプリントアウト、紙でプリントアウトして手元に置いておくということと、あと、非営利・無料等の要件の下で、例えば、公民館などで勉強会をするときに、画面を1つディスプレイに大きく映し出して、それをみんなで見ながら勉強会をするというような利用もできるようにしようと考えております。

今、委員御指摘のようなスクリーンショットを撮るということに関しましては、技術的には防止することがなかなか難しいので、できてしまうということになるんですけども、あらかじめ利用規約に、そういった行為はしないでほしいということを定めてもらいまして、国会図書館に利用登録をする際に、その利用規約に同意したということで、サービスの利用をしていただくと。そこでもし何か違反する行為があった場合には、その後のサービスについては利用停止していただくというような形で、なるべくデータの形で転々流通しないような抑止策というのを考えていこうと思っております。

詳細な運用につきましては、法案成立後、1年以内に施行ということで考えておりますけれども、その間にガイドラインを作って皆様に公開して、十分に御理解いただいてから利用していただけるような準備をしていこうと考えております。

**【松田委員】** ありがとうございます。

そのような抑止策を設けるといふこと、よく分かりました。そうせざるを得ないのだろうと思います。一方で、それでも勝手にデータを使う人は現実には発生するような気もしておりますが、恐らくそのような可能性も考えながら、改正をされたのではないかと思います。やはり今回のような方向に、この先の図書資料の公開、デジタル化の流れは進んでいくのかなというようなことを予見させるような改正案だなと感じました。以上、コメントでした。

ありがとうございました。

**【河島部会長】** ありがとうございました。

松田委員、それでは、先に一言というのをいかがですか、今。

**【松田委員】** 申し訳ありません。こんなかたちで、議事進行を歪めてしまって。

**【河島部会長】** とんでもない。

**【松田委員】** ありがとうございます。

1年間お世話になりました。今年度は、コロナのために本部会もイレギュラーな形で進出したと思いますが、オンライン技術のおかげで、とりわけ基本計画のフォローアップは思ったよりもスムーズにできたかなと感じました。

1点だけ申し上げねばならないかなと思いましたが、今日、我々の部会でも議論したアート市場活性化ワーキンググループのとりまとめです。これは時間が限られた中で、かなり無理やりまとめられたのではないかなという印象を受けたということを率直に申し上げておきます。本当は、もっと皆さん議論を尽くした上でまとめられたかったのではないかと、正直なところで、印象を受けました。

とはいえ、先ほど湯浅委員からコメントがあったように、やりたかったことを全部挙げた、アジェンダ出しをしたというのは、そうかなとも思いました。来年度以降のこの文化政策部会において、その後の進捗を、もうちょっと時間をかけて議論しないといけないと思います。それがやっぱり申し上げねばと思ったことです。

以上です。

**【河島部会長】** ありがとうございます。御都合のいいときに適宜退室していただけたら結構です。

ほかに、皆様、何か著作権関係、ございませんでしょうか。

こちらは大変画期的な法案でございまして、これ、総務省の審議会でずっと進めてきたところ、最後の著作権の部分だけは文化庁に投げなければねということで、文化庁で引き取られて、わずか1年でここまで来られるとは私も思っておりませんでしたと言うと失礼ですが、大変迅速な議論で、いろいろと権利団体等の反対もあったのかなと推察はしておりますけれども、かなり先が開けた形になっているかと思います。

皆様、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、あと四、五分ありますが、先ほど申し上げたように、一度ここで切ってということで、よろしいですか。事務局、それでいいですか。先ほど御相談したようなやり方で。

**【山田企画官】** はい。結構です。

**【河島部会長】** 分かりました。

それでは、予定の時刻となりましたので、閉会とさせていただきます。本日は活発な御議論を頂き、ありがとうございました。

事務局から連絡事項をお知らせいただき、取りあえずの閉会とさせていただきます。

**【山田企画官】** 事務局の政策課の山田でございます。

来年度の政策部会ですけれども、以前よりお伝えしているとおおり、来年度は基本計画の中間評価の年に当たっておりますので、主に中間評価について、来年度、また部会をセッ

トさせていただければと思っております。日程については、追って調整させていただきます。

私からは以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

— 了 —